

令和 7 年名張市議会定例会

令和 8 年 3 月定例議会提出議案（1）

名 張 市

7 1	令和8年度名張市一般会計予算について	4
7 2	令和8年度名張市住宅新築資金等貸付事業特別会計予算について	5
7 3	令和8年度名張市東山墓園造成事業特別会計予算について	6
7 4	令和8年度名張市国民健康保険特別会計予算について	7
7 5	令和8年度名張市介護保険特別会計予算について	8
7 6	令和8年度名張市後期高齢者医療特別会計予算について	9
7 7	令和8年度名張市国津財産区特別会計予算について	1 0
7 8	令和8年度地方独立行政法人名張市立病院資金貸付事業等特別会計予算について	1 1
7 9	令和8年度名張市水道事業会計予算について	1 2
8 0	令和8年度名張市下水道事業会計予算について	1 3
8 1	名張市未来のよりよい学校の在り方検討審議会条例の制定について	1 4
8 2	名張市行政手続条例の一部を改正する条例の制定について	1 7
8 3	名張市国民健康保険財政調整基金の設置、管理及び処分に関する条例及び名張市介護給 付費準備基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部を改正する条例の制定について	2 1
8 4	名張市医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について	2 4
8 5	名張市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について	2 7
8 6	名張市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について	3 5
8 7	名張藤堂家邸の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について	3 9
8 8	史跡夏見廃寺跡歴史の広場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定に ついて	4 5
8 9	公の施設の指定管理者の指定について（名張市総合福祉センターふれあい）	4 7
9 0	公の施設の指定管理者の指定について（名張市青少年センター）	4 8

9 1	令和7年度名張市一般会計補正予算（第10号）について	4 9
9 2	令和7年度名張市住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第2号）について	5 0
9 3	令和7年度名張市東山墓園造成事業特別会計補正予算（第2号）について	5 1
9 4	令和7年度名張市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）について	5 2
9 5	令和7年度名張市介護保険特別会計補正予算（第3号）について	5 3
9 6	令和7年度名張市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）について	5 4
9 7	令和7年度名張市国津財産区特別会計補正予算（第1号）について	5 5
9 8	令和7年度地方独立行政法人名張市立病院資金貸付事業等特別会計補正予算（第2号） について	5 6
9 9	令和7年度名張市水道事業会計補正予算（第1号）について	5 7
1 0 0	令和7年度名張市下水道事業会計補正予算（第1号）について	5 8
1 0 1	令和7年度名張市病院事業会計決算の認定について	5 9

議案第 71 号

令和8年度名張市一般会計予算について

令和8年度名張市一般会計予算を別冊のとおり定める。

令和8年 2月26日提出

名張市長 北川 裕之

議案第 72 号

令和8年度名張市住宅新築資金等貸付事業特別会計予算について

令和8年度名張市住宅新築資金等貸付事業特別会計予算を別冊のとおり定める。

令和8年 2月26日提出

名張市長 北川 裕之

議案第 73 号

令和8年度名張市東山墓園造成事業特別会計予算について

令和8年度名張市東山墓園造成事業特別会計予算を別冊のとおり定める。

令和8年 2月26日提出

名張市長 北川 裕之

議案第 74 号

令和8年度名張市国民健康保険特別会計予算について

令和8年度名張市国民健康保険特別会計予算を別冊のとおり定める。

令和8年 2月26日提出

名張市長 北川 裕之

議案第 75 号

令和8年度名張市介護保険特別会計予算について

令和8年度名張市介護保険特別会計予算を別冊のとおり定める。

令和8年 2月26日提出

名張市長 北川 裕之

議案第 76 号

令和8年度名張市後期高齢者医療特別会計予算について

令和8年度名張市後期高齢者医療特別会計予算を別冊のとおり定める。

令和8年 2月26日提出

名張市長 北川 裕之

議案第 77 号

令和8年度名張市国津財産区特別会計予算について

令和8年度名張市国津財産区特別会計予算を別冊のとおり定める。

令和8年 2月26日提出

名張市長 北川 裕之

議案第 78 号

令和8年度地方独立行政法人名張市立病院資金貸付事業等特別会計予算について

令和8年度地方独立行政法人名張市立病院資金貸付事業等特別会計予算を別冊のとおり定める。

令和8年 2月26日提出

名張市長 北川裕之

議案第 79 号

令和8年度名張市水道事業会計予算について

令和8年度名張市水道事業会計予算を別冊のとおり定める。

令和8年 2月26日提出

名張市長 北川 裕之

議案第 80 号

令和8年度名張市下水道事業会計予算について

令和8年度名張市下水道事業会計予算を別冊のとおり定める。

令和8年 2月26日提出

名張市長 北川 裕之

議案第 81 号

名張市未来のよりよい学校の在り方検討審議会条例の制定について

名張市未来のよりよい学校の在り方検討審議会条例を別紙のとおり制定する。

令和8年 2月26日提出

名張市長 北川 裕之

理 由

名張市立小学校及び中学校の学びの充実に向けた望ましい教育環境の整備について検討することを目的として、名張市未来のよりよい学校の在り方検討審議会を設置するため、必要な事項を定めようとする。これが、この議案を提出する理由である。

名張市未来のよりよい学校の在り方検討審議会条例

(設置)

第1条 名張市立小学校及び中学校（以下「市立小中学校」という。）における学びの充実に向けた望ましい教育環境の整備について調査し、及び審議するため、名張市未来のよりよい学校の在り方検討審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査し、及び審議する。

- (1) 少子化を踏まえた子どもの学びと育ちに関すること。
- (2) 望ましい市立小中学校の規模及び配置に関すること。
- (3) 義務教育の期間を見通した市立小中学校の体系に関すること。
- (4) 市立小中学校と他の公共施設との複合化、共用化又は集約化に関すること。
- (5) 地域や社会との連携、協働に関すること。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、本市の教育行政に関すること。

(組織)

第3条 審議会は、委員14人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 地域づくり組織（名張市地域づくり組織条例（平成21年条例第3号）第2条第2号に規定する地域づくり組織をいう。）の代表者
- (3) 市立小中学校の校長
- (4) 市立小中学校の児童生徒の保護者の代表者
- (5) 公募による者
- (6) その他市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、第2条の調査審議が終了したと市長が認める日までとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 審議会に、委員長及び副委員長1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 委員長は、審議会を代表し、会務を総理する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときはその職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会の会議は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

- 2 審議会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 審議会の会議は、これを公開とする。ただし、委員の発議により、会議に出席した委

員の過半数で議決したときは、これを公開しないことができる。

(審議会への協力)

第7条 審議会は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対し、会議への出席を求め、意見の陳述、説明、資料の提出その他の必要な協力を求めることができる。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、名張市教育委員会教育総務室において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、委員長が審議会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年条例第24号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後			改正前		
別表第1（第2条関係）			別表第1（第2条関係）		
区分	報酬の額	旅費の額	区分	報酬の額	旅費の額
略	略	略	略	略	略
学校薬剤師	略	略	学校薬剤師	略	略
<u>名張市未来のより よい学校の在り方 検討審議会委員</u>	<u>日 7,000 額 円</u>	<u>別表 第3</u>			
略	略	略	略	略	略
備考 略			備考 略		

議案第 82 号

名張市行政手続条例の一部を改正する条例の制定について

名張市行政手続条例（平成13年条例第26号）の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和8年 2月26日提出

名張市長 北川 裕之

理 由

デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律による行政手続法の一部改正の趣旨に鑑み、聴聞の通知等の公示送達の方法をデジタル化するほか、所要の改正を行おうとする。これが、この議案を提出する理由である。

名張市行政手続条例の一部を改正する条例

名張市行政手続条例（平成13年条例第26号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(聴聞の通知の方式)</p> <p>第15条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 市長等は、不利益処分の名宛人となるべき者の所在が判明しない場合においては、<u>第1項の規定による通知を、公示の方法によって行うことができる。</u></p> <p><u>4 前項の公示の方法による通知は、不利益処分の名宛人となるべき者の氏名、第1項第3号及び第4号に掲げる事項並びに当該市長等が同項各号に掲げる事項を記載した書面をいつでもその者に交付する旨（以下この項において「公示事項」という。）を行政手続法第15条第4項等に規定する総務省令で定める方法を定める省令（令和7年総務省令第103号）で定める方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置く措置をとるとともに、公示事項が記載された書面を市長等の事務所の掲示場に掲示し、又は公示事項を市長等の事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧を</u></p>	<p>(聴聞の通知の方式)</p> <p>第15条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 市長等は、不利益処分の名宛人となるべき者の所在が判明しない場合においては、<u>第一項の規定による通知を、その者の氏名、同項第三号及び第四号に掲げる事項並びに当該市長等が同項各号に掲げる事項を記載した書面をいつでもその者に交付する旨を当該市長等の事務所の掲示場に掲示することによって行うことができる。この場合においては、掲示を始めた日から2週間を経過したときに、当該通知がその者に到達したものとみなす。</u></p>

することができる状態に置く措置をとることによってするものとする。この場合においては、当該措置を開始した日から2週間を経過したときに、当該通知がその者に到達したものとみなす。

(代理人)

第16条 前条第1項の通知を受けた者(同条第4項後段の規定により当該通知が到達したものとみなされる者を含む。以下「当事者」という。)は、代理人を選任することができる。

2～4 略

(続行期日の指定)

第22条 略

2 略

3 第15条第3項及び第4項の規定は、前項本文の場合において、当事者又は参加人の所在が判明しないときにおける通知の方法について準用する。この場合において、同条第3項及び第4項中「不利益処分の名宛人となるべき者」とあるのは「当事者又は参加人」と、「とき」とあるのは「とき(同一の当事者又は参加人に対する2回目以降の通知にあつては、当該措置を開始した日の翌日)」と読み替えるものとする。

(聴聞に関する手続の準用)

第29条 第15条第3項及び第4項、第16条並びに第18条第1項及び第3項の規定は、弁明の機会の付与について準用する。この場合において、第15条第3項中「第1項」とあるのは「第28条」と、同条第4項中「第1項第3号及び第4号」とあるのは「第28条第3号」と、第16条第1

(代理人)

第16条 前条第1項の通知を受けた者(同条第3項後段の規定により当該通知が到達したものとみなされる者を含む。以下「当事者」という。)は、代理人を選任することができる。

2～4 略

(続行期日の指定)

第22条 略

2 略

3 第15条第3項の規定は、前項本文の場合において、当事者又は参加人の所在が判明しないときにおける通知の方法について準用する。この場合において、同条第3項中「不利益処分の名宛人となるべき者」とあるのは「当事者又は参加人」と、「掲示を始めた日から2週間を経過したとき」とあるのは「掲示を始めた日から2週間を経過したとき(同一の当事者又は参加人に対する2回目以降の通知にあつては、掲示を始めた日の翌日)」と読み替えるものとする。

(聴聞に関する手続の準用)

第29条 第15条第3項、第16条並びに第18条第1項及び第3項の規定は、弁明の機会の付与について準用する。この場合において、第15条第3項中「第1項」とあるのは「第28条」と、「同項第3号及び第4号」とあるのは「同条第3号」と、第16条第1項中「前条第1項」とあるの

項中「前条第1項」とあるのは「第28条」と、「同条第4項後段」とあるのは「第29条において準用する第15条第4項後段」と、第18条第1項中「当事者及び当該不利益処分がされた場合に自己の利益を害されることになる参加人（以下この条及び第24条第3項において「当事者等」という。）」とあるのは「当事者」と、「聴聞の通知があった時から聴聞が終結する時」とあるのは「弁明の機会の付与の通知があった時から提出期限等」と、第18条第3項中「前2項」とあるのは「第29条において準用する第18条第1項」と読み替えるものとする。

は「第28条」と、「同条第3項後段」とあるのは「第29条において準用する第15条第3項後段」と、第18条第1項中「当事者及び当該不利益処分がされた場合に自己の利益を害されることになる参加人（以下この条及び第24条第3項において「当事者等」という。）」とあるのは「当事者」と、「聴聞の通知があった時から聴聞が終結する時」とあるのは「弁明の機会の付与の通知があった時から提出期限等」と、第18条第3項中「前2項」とあるのは「第29条において準用する第18条第1項」と読み替えるものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 令和8年5月21日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の名張市行政手続条例第15条第3項及び第4項（これらの規定を同条例又は他の条例において準用する場合を含む。）の規定は、令和8年5月21日以後にする聴聞の通知及び弁明の機会の付与の通知について適用し、同日前にした聴聞の通知及び弁明の機会の付与の通知については、なお従前の例による。

議案第 83 号

名張市国民健康保険財政調整基金の設置、管理及び処分に関する条例及び名張市介護給付費準備基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部を改正する条例の制定について

名張市国民健康保険財政調整基金の設置、管理及び処分に関する条例（昭和39年条例第10号）及び名張市介護給付費準備基金の設置、管理及び処分に関する条例（平成12年条例第4号）の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和8年 2月26日提出

名張市長 北川 裕之

理 由

名張市国民健康保険財政調整基金並びに名張市介護給付費準備基金の積立て等の方法及び運用から生じた収益の繰入れ方法の見直しを行うため、所要の改正を行おうとする。これが、この議案を提出する理由である。

名張市国民健康保険財政調整基金の設置、管理及び処分に関する条例及び名張市介護給付費準備基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部を改正する条例

(名張市国民健康保険財政調整基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部改正)

第1条 名張市国民健康保険財政調整基金の設置、管理及び処分に関する条例(昭和39年条例第10号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(積立)</p> <p>第2条 <u>基金は、名張市国民健康保険特別会計予算(以下「予算」という。)の定めるところにより積み立てるものとする。</u></p> <p>(運用益金の処理)</p> <p>第4条 基金の運用から生ずる収益は、<u>予算</u>に計上して、この基金に編入するものとする。</p> <p>(処分)</p> <p>第6条 基金は、第1条の目的に充当する場合に限り、<u>予算</u>の定めるところにより処分することができる。</p>	<p>(積立)</p> <p>第2条 <u>毎年度基金として積立てる額は20万円以上とする。</u></p> <p>(運用益金の処理)</p> <p>第4条 基金の運用から生ずる収益は、<u>一般会計歳入歳出予算</u>に計上して、この基金に編入するものとする。</p> <p>(処分)</p> <p>第6条 基金は、第1条の目的に充当する場合に限り、<u>国民健康保険特別会計予算</u>の定めるところにより処分することができる。</p>

(名張市介護給付費準備基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部改正)

第2条 名張市介護給付費準備基金の設置、管理及び処分に関する条例(平成12年条例第4号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(積立)</p> <p>第2条 基金は、<u>名張市介護保険特別会計予算(以下「予算」という。)の定めるところにより積み立てるものとする。</u></p> <p>(運用益の処理)</p>	<p>(積立)</p> <p>第2条 基金は、<u>一般会計歳入歳出予算</u>の定めるところにより積み立てるものとする。</p> <p>(運用益の処理)</p>

第4条 基金の運用から生じる利益は、予算に計上して、この基金に編入するものとする。

(処分)

第6条 基金は、第1条の目的に充当する場合に限り、予算の定めるところにより処分することができる。

第4条 基金の運用から生じる利益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、この基金に編入するものとする。

(処分)

第6条 基金は、第1条の目的に充当する場合に限り、介護保険特別会計予算の定めるところにより処分することができる。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

議案第 84 号

名張市医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について

名張市医療費の助成に関する条例（平成13年条例第17号）の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和8年 2月26日提出

名張市長 北川 裕之

理 由

医療費の助成を受ける際の利便性の向上を目的とした国の制度整備に伴い、受給資格証の提示に代えて、保険医療機関において個人番号カードを利用したオンラインによる受給資格の確認をできることとするため、所要の改正を行おうとする。これが、この議案を提出する理由である。

名張市医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例

名張市医療費の助成に関する条例（平成13年条例第17号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(受給資格証の<u>提示等</u>)</p> <p>第7条 受給資格者又は保護者等が医療費及び前条に規定する証明書料（以下「医療費等」という。）の助成を受けようとする場合は、保険医療機関（医療保険各法の規定により医療に関する給付を<u>取り扱う</u>病院、診療所、薬局等をいう。<u>以下同じ。</u>）において医療を受ける際に、当該保険医療機関に対し受給資格証を提示しなければならない。<u>この場合において、個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カードをいう。）及びオンライン資格確認端末を用いて、当該保険医療機関が受給資格に係る情報を取得及び閲覧することができるときは、受給資格証を提示したものとみなす。</u></p>	<p>(受給資格証の<u>提示</u>)</p> <p>第7条 受給資格者又は保護者等が医療費及び前条に規定する証明書料（以下「医療費等」という。）の助成を受けようとする場合は、保険医療機関（医療保険各法の規定により医療に関する給付を<u>取扱</u>う病院、診療所、薬局等をいう。）において医療を受ける際に、当該保険医療機関に対し受給資格証を提示しなければならない。</p>
<p>(助成の申請)</p> <p>第8条 略</p> <p>2 前項の規定による申請については、規則で定めるところにより、受給資格者若しくは保護者等又は<u>前条前段</u>の規定により受給資格証の提示（<u>同条後段の規定により提示したものとみなす場合を含む。</u>）を受けた保険医療機関その他関係機関が市長又はその委託を受けた者に医療費等の内容を確認できる書類を提出した場合</p>	<p>(助成の申請)</p> <p>第8条 略</p> <p>2 前項の規定による申請については、規則で定めるところにより、受給資格者若しくは保護者等又は<u>前条</u>の規定により受給資格証の提示を受けた保険医療機関その他関係機関が市長又はその委託を受けた者に医療費等の内容を確認できる書類を提出した場合には、その提出をもって、当該申請に代えることができる。この場</p>

<p>には、その提出をもって、当該申請に代えることができる。この場合において、受給資格者又は保護者等は、当該申請を行ったものとみなす。</p> <p>3 略</p>	<p>合において、受給資格者又は保護者等は、当該申請を行ったものとみなす。</p> <p>3 略</p>
--	--

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 85 号

名張市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

名張市介護保険条例（平成12年条例第2号）の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和8年 2月26日提出

名張市長 北川 裕之

理 由

介護保険法施行令において、令和7年度の税制改正により給与所得控除の最低保障額の引上げによる第1号被保険者に係る介護保険料の標準段階への影響を遮断するための規定が整備されたことに伴い、相当規定を整備するため所要の改正を行おうとする。これが、この議案を提出する理由である。

名張市介護保険条例の一部を改正する条例

名張市介護保険条例（平成12年条例第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">附 則</p> <p style="text-align: center;"><u>（令和8年度の保険料率の算定に関する所得の額の算定方法の特例）</u></p> <p>14 <u>第1号被保険者（令和8年度分の保険料の賦課期日において本市に住所を有しない者を除き、令和8年度分の地方税法の規定による市町村民税の賦課期日において本市に住所を有する者（同法第294条第3項の規定により本市の住民基本台帳に記録されている者とみなされた者を含む。）に限る。以下この項及び附則第17項第1号において同じ。）のうち、令和7年の合計所得金額に給与所得が含まれている者（同年中の給与等（所得税法第28条第1項に規定する給与等をいう。以下同じ。）の収入金額が551,000円以上651,000円未満である者に限る。）の令和8年度における保険料率の算定についての第5条第1項（第6号ア、第7号ア、第8号ア、第9号ア、第10号ア、第11号ア及び第12号アに係る部分に限る。）の規定の適用については、同項第6号ア中「<u>地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第13号に規定する合計所得金額（以下「合計所得金額」という。）（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1</u></u></p>	<p style="text-align: center;">附 則</p>

項、第35条の3第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が0円を下回る場合には、0円とする。附則第11項を除き、以下同じ。）」とあるのは、「合計所得金額（地方税法第292条第1項第13号に規定する合計所得金額をいい、当該合計所得金額に所得税法第28条第1項に規定する給与所得が含まれている場合には、当該給与所得の金額については、同条第2項の規定によって計算した金額に令和7年中の同条第1項に規定する給与等の収入金額から550,000円を控除して得た額を加えた額によるものとし、租税特別措置法による特別控除の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が0円を下回る場合には、0円とする。附則第11項を除き、以下同じ。）」とする。

- 15 第1号被保険者のうち、令和7年の合計所得金額に給与所得が含まれている者（同年中の給与等の収入金額が651,000円以上1,619,000円未満である者に限る。）の令和8年度における保険料率の算定についての第5条第1項（第6号ア、第7号ア、第8号ア、第9号ア、第10号ア、第11号ア及び第12号アに係る部分に限る。）の規定の適用については、同項第6号ア中「地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第13号に規定する合計所得金額（以下「合計所得金額」という。）（租税特別措置法（昭和32年法

律第26号) 第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が0円を下回る場合には、0円とする。附則第11項を除き、以下同じ。)」とあるのは、「合計所得金額(地方税法第292条第1項第13号に規定する合計所得金額をいい、当該合計所得金額に所得税法第28条第1項に規定する給与所得が含まれている場合には、当該給与所得の金額については、同条第2項の規定によって計算した金額に100,000円を加えた額によるものとし、租税特別措置法による特別控除の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が0円を下回る場合には、0円とする。附則第11項を除き、以下同じ。)」とする。

- 16 第1号被保険者のうち、令和7年の合計所得金額に給与所得が含まれている者(同年中の給与等の収入金額が1,619,000円以上1,900,000円未満である者に限る。)の令和8年度における保険料率の算定についての第5条第1項(第6号ア、第7号ア、第8号ア、第9号ア、第10号ア、第11号ア及び第12号アに係る部分に限る。)の規定の適用については、同項第6号ア中「地方税法(昭和25年法律第226号)第292条第1項第13号に規定

する合計所得金額（以下「合計所得金額」という。）（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が0円を下回る場合には、0円とする。附則第11項を除き、以下同じ。）」とあるのは「合計所得金額（地方税法第292条第1項第13号に規定する合計所得金額をいい、当該合計所得金額に所得税法第28条第1項に規定する給与所得が含まれている場合には、当該給与所得の金額については、同条第2項の規定によって計算した金額に650,000円から令和7年給与所得控除額を控除して得た額を加えた額によるものとし、租税特別措置法による特別控除の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が0円を下回る場合には、0円とする。附則第11項を除き、以下同じ。）」とする。

（令和8年度の保険料率の算定に関する基準の特例）

- 17 第1号被保険者の令和8年度における保険料率の算定についての第5条第1項の規定の適用については、当該第1号被保険者の属する世帯の世帯主及び全ての世帯員のうちに、第1号に掲げる者に該当し、かつ、第2号又は第3号に掲げる

者のいずれかに該当する者があるときは、当該該当する者は、同年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されている者とみなす。

(1) 令和7年の合計所得金額に給与所得が含まれている者（令和8年度分の保険料の賦課期日において本市に住所を有しない者を除く。）であって、令和8年度分の地方税法の規定による市町村民税の賦課期日において本市に住所を有するもの（同法第294条第3項の規定により本市の住民基本台帳に記録されている者とみなされた者を含む。）

(2) 地方税法第295条第1項第2号に掲げる者に該当し、かつ、令和8年度分の同法の規定による市町村民税が課されていない者であって、次のアからウまでに掲げる場合のいずれかに該当するもの

ア 令和7年中の給与等の収入金額が551,000円以上651,000円未満であり、かつ、1,350,000円から同年の合計所得金額を控除して得た額が、同年中の給与等の収入金額から550,000円を控除して得た額以下である場合

イ 令和7年中の給与等の収入金額が651,000円以上1,619,000円未満であり、かつ、1,350,000円から同年の合計所得金額を控除して得た額が100,000円以下である場合

ウ 令和7年中の給与等の収入金額が1,619,000円以上1,900,000円未満であり、かつ、1,350,000円から同年の

合計所得金額を控除して得た額が、650,000円から、同年中の給与等の収入金額から当該給与等の収入金額を所得税法等の一部を改正する法律（令和7年法律第13号）第1条の規定による改正前の所得税法別表第5（以下「別表第5」という。）の給与等の金額として、別表第5により当該金額に応じて求めた別表第5の給与所得控除後の給与等の金額を控除して得た額を控除して得た額以下である場合

(3) 地方税法第295条第1項各号に掲げる者に該当せず、かつ、令和8年度分の同法の規定による市町村民税が課されていない者であって、次のアからウまでに掲げる場合のいずれかに該当するもの

ア 令和7年中の給与等の収入金額が551,000円以上651,000円未満であり、かつ、地方税法第295条第3項に規定する政令で定める基準に従い当該市町村の条例で定める金額から同年の合計所得金額を控除して得た額が、同年中の給与等の収入金額から550,000円を控除して得た額以下である場合

イ 令和7年中の給与等の収入金額が651,000円以上1,619,000円未満であり、かつ、地方税法第295条第3項に規定する政令で定める基準に従い当該市町村の条例で定める金額から同年の合計所得金額を控除して得た額が100,000円以下である場合

ウ 令和7年中の給与等の収入金額が

1,619,000円以上1,900,000円未満であり、かつ、地方税法第295条第3項に規定する政令で定める基準に従い当該市町村の条例で定める金額から同年の合計所得金額を控除して得た額が、650,000円から、同年中の給与等の収入金額から当該給与等の収入金額を別表第5の給与等の金額として、別表第5により当該金額に応じて求めた別表第5の給与所得控除後の給与等の金額を控除して得た額を控除して得た額以下である場合

- 18 第1号被保険者の令和8年度における保険料率の算定についての第5条第1項の規定の適用については、当該第1号被保険者が前項第1号に掲げる者に該当し、かつ、同項第2号又は第3号に掲げる者のいずれかに該当するときは、当該第1号被保険者は、同年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されている者とみなす。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

議案第 86 号

名張市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について

名張市消防団員等公務災害補償条例（昭和41年条例第27号）の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和8年 2月26日提出

名張市長 北川 裕之

理 由

非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部改正に伴い、補償基礎額の引上げ等を行うため、所要の改正を行おうとする。これが、この議案を提出する理由である。

名張市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

名張市消防団員等公務災害補償条例（昭和41年条例第27号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(補償基礎額)</p> <p>第5条 略</p> <p>2 前項の補償基礎額は、次に定めるところによる。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 消防作業従事者、救急業務協力者若しくは水防従事者又は応急措置従事者（以下「消防作業従事者等」という。）が消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことにより死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことによる負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障害の状態となった場合には、<u>10,000円</u>とする。ただし、その額が、その者の通常得ている収入の日額に比して公正を欠くと認められるときは、<u>15,000円</u>を超えない範囲内においてこれを増額した額とすることができる。</p> <p>3 次の各号のいずれかに該当する者で、非常勤消防団員若しくは非常勤水防団員又は消防作業従事者等（以下「非常勤消防団員等」という。）の事故発生日において、他に生計のみちがなく主として非常勤消防団員等の扶養を受けていたものを扶養親族とし、扶養親族のある非常勤</p>	<p>(補償基礎額)</p> <p>第5条 略</p> <p>2 前項の補償基礎額は、次に定めるところによる。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 消防作業従事者、救急業務協力者若しくは水防従事者又は応急措置従事者（以下「消防作業従事者等」という。）が消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことにより死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことによる負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障害の状態となった場合には、<u>9,700円</u>とする。ただし、その額が、その者の通常得ている収入の日額に比して公正を欠くと認められるときは、<u>14,500円</u>を超えない範囲内においてこれを増額した額とすることができる。</p> <p>3 次の各号のいずれかに該当する者で、非常勤消防団員若しくは非常勤水防団員又は消防作業従事者等（以下「非常勤消防団員等」という。）の事故発生日において、他に生計のみちがなく主として非常勤消防団員等の扶養を受けていたものを扶養親族とし、扶養親族のある非常勤</p>

消防団員等については、前項の規定による金額に、第1号に該当する扶養親族については1人につき433円を、第2号から第5号までのいずれかに該当する扶養親族については1人につき217円を、それぞれ加算して得た額をもって補償基礎額とする。

(1)～(5) 略

4 略

別表 (第5条関係)

階級	勤務年数		
	10年未満	10年以上 20年未満	20年以上
団長及び副団長	13,340円	14,170円	15,000円
分団長及び副分団長	11,670円	12,500円	13,340円
部長、班長及び団員	10,000円	10,840円	11,670円

備考 略

消防団員等については、前項の規定による金額に、第1号に該当する扶養親族については1人につき100円を、第2号に該当する扶養親族については1人につき383円を、第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族については1人につき217円を、それぞれ加算して得た額をもって補償基礎額とする。

(1) 配偶者(婚姻の届出をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあるものを含む。)

(2)～(6) 略

4 略

別表 (第5条関係)

階級	勤務年数		
	10年未満	10年以上 20年未満	20年以上
団長及び副団長	12,900円	13,700円	14,500円
分団長及び副分団長	11,300円	12,100円	12,900円
部長、班長及び団員	9,700円	10,500円	11,300円

備考 略

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の第5条第2項及び第3項並びに別表の規定は、この条例の施行の日以後に支給すべき事由の生じた名張市消防団員等公務災害補償条例第5条第1項に規定する損害補償(以下「損害補償」という。)並びに同日前に支給すべき事由の生じた同日以後の

期間に係る同条例第4条第3号に規定する傷病補償年金、同条第4号アに規定する障害補償年金及び同条第6号アに規定する遺族補償年金（以下「傷病補償年金等」という。）について適用し、同日前に支給すべき事由の生じた損害補償（傷病補償年金等を除く。）及び同日前に支給すべき事由の生じた同日前の期間に係る傷病補償年金等については、なお従前の例による。

議案第 87 号

名張藤堂家邸の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

名張藤堂家邸の設置及び管理に関する条例（平成4年条例第19号）の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和8年 2月26日提出

名張市長 北川 裕之

理 由

名張藤堂家邸の更なる活用を図るため、市民文化の向上に寄与する展示会等の開催のための使用許可に係る規定を整備するとともに、行財政改革の取組の一環として、入館料の見直しを図るため、所要の改正を行おうとする。これが、この議案を提出する理由である。

名張藤堂家邸の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

(名張藤堂家邸の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第1条 名張藤堂家邸の設置及び管理に関する条例（平成4年条例第19号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(設置)</p> <p>第2条 名張藤堂家に関する歴史的資料を<u>保存し、並びに展示することにより郷土の歴史、文化の伝承、普及及び啓発を図るとともに、広く市民の文化向上に寄与するため、名張藤堂家邸（以下「施設」という。）を名張市丸之内54番地3に設置する。</u></p> <p>(事業)</p> <p>第3条 市長は、<u>施設において、次に掲げる事業を行う。</u></p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) <u>歴史、文化、芸術等の市民文化の向上に寄与するための展示、体験又は講座</u></p> <p>(4) 略</p> <p>(入館料)</p> <p>第4条 入館料は、<u>別表第1に定める額とする。</u></p> <p>2 <u>前項の規定にかかわらず、第7条第1項の規定による使用の許可を受けた者がいる場合の当該許可の期間における入館料（前項に規定する入館料をいう。次条において同じ。）は、徴収しない。</u></p> <p>(入館の制限)</p> <p>第6条 市長は、<u>施設に入館する者（第13条において「入館者」という。）が次の各号のいずれかに該当するときは入館を</u></p>	<p>(設置)</p> <p>第2条 名張藤堂家に関する歴史的資料の<u>保存及び活用を図るとともに広く一般に公開し、郷土文化の振興に寄与するため、名張藤堂家邸（以下「施設」という。）を名張市丸之内54番地3に設置する。</u></p> <p>(事業)</p> <p>第3条 施設においては<u>次の事業を行う。</u></p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 略</p> <p>(入館料)</p> <p>第4条 入館料は、<u>別表に定める額とする。</u></p> <p>(入館の制限)</p> <p>第6条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは入館を拒否し、又は退館させることができる。</p>

拒否し、又は退館させることができる。

(1)～(3) 略

(使用の許可)

第7条 市長は、第2条に定める設置の目的の範囲内において、施設の使用を許可をすることができるものとする。

2 前項に規定する施設の使用の許可（以下「使用許可」という。）を受けようとする者は、市長に申請しなければならない。

3 市長は、使用許可を受けようとする者が前条各号に掲げるもののいずれかに該当する場合又は次の各号のいずれかに該当する場合には、その許可をしないものとする。

(1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）の利益になると認められるとき。

(2) 施設の管理上支障を来すおそれがあるとき。

4 使用許可は、連続する10日を超えて受けることができないものとする。

5 市長は、使用許可をする場合には、施設の管理上必要な条件を付することができる。

(使用料)

第8条 施設の使用料（以下「使用料」という。）は、別表第2に定める額とする。

2 使用許可を受けた者は、使用料を前納しなければならない。ただし、市長が必要と認めるときは、この限りでない。

(許可の取消し)

第9条 市長は、使用許可を受けた者（以

(1)～(3) 略

下「使用者」という。)が、第7条第3項に規定する許可をしない事由に該当したとき、使用料の前納がされなかったときその他特に必要と認めるときは、当該使用許可を取り消すことができるものとする。

2 前項の場合において、既納の使用料は、還付しない。

(使用料の減免に係る準用)

第10条 第5条の規定は、使用料の減免について準用する。

(目的外使用等の禁止)

第11条 使用者は、施設等の許可を受けた目的以外に使用し、又は使用の権利を他人に譲渡し、若しくは転貸してはならない。

(特別の設備等の承認)

第12条 使用者は、その使用において、施設に特別の設備を設置し、又は備付け以外の器具を使用しようとするときは、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。

(損害賠償)

第13条 入館者及び使用者は、自己の責に帰すべき事由により、施設、設備、備品又は展示物を損傷したときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、市長がやむを得ないと認めたときは、この限りでない。

(委任)

第14条 略

別表第1 (第4条関係)

略

別表第2 (第8条関係)

(損害賠償)

第7条 入館者は、自己の責に帰すべき事由により、施設、設備、備品又は展示物を損傷したときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、市長がやむを得ないと認めたときは、この限りでない。

(委任)

第8条 略

別表 (第4条関係)

略

施 設	使用料	
	午前	午後
次の間、中 奥の間、六 畳の間及び 茶室	1,500円	2,000円

備考

- 1 午前は午前9時から午後0時30分
までをいい、午後は午後0時30分
から午後4時30分までをいう。
- 2 規則で定めるところにより、前項
の使用時間（以下「使用時間」とい
う。）以外の時間に施設を使用する
場合の使用料は、1時間につき500
円とする。（1時間未満の端数があ
るときは、これを1時間とする。）
- 3 使用時間には、準備及び原状回復
のための時間を含むものとする。
- 4 使用料には、電灯及び水道の利用
に係る費用を含むものとする。
- 5 休館日において使用許可を受けて
いる場合であって、当該休館日の午
前又は午後に施設を使用しないとき
は、当該午前又は午後に係る使用料
は、徴収しない。

第2条 名張藤堂家邸の設置及び管理に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後				改正前			
別表第1（第4条関係）				別表第1（第4条関係）			
種別	一般	高校 生	中学生 以下	種別	一般	高校 生	中学生 以下
個人	<u>300</u>	<u>150</u>	無料	個人	<u>200</u>	<u>100</u>	無料

	円	円	
個人 (名張藤堂家 邸・夏見廃寺 展示館共通入 館料)	<u>400</u> 円	<u>200</u> 円	無料
団体 (20名以上の 場合に限る。)	<u>200</u> 円	無料	無料

	円	円	
個人 (名張藤堂家 邸・夏見廃寺 展示館共通入 館料)	<u>300</u> 円	<u>150</u> 円	無料
団体 (20名以上の 場合に限る。)	<u>150</u> 円	無料	無料

附 則

(施行期日)

- 1 この条例中第1条の規定は令和8年4月1日から施行し、第2条の規定は同年10月1日から施行する。

(準備行為)

- 2 第1条の規定による改正後の名張藤堂家邸の設置及び管理に関する条例による施設の使用許可、使用料の徴収その他の準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

(経過措置)

- 3 令和8年10月1日以後において、第2条の規定による改正前の名張藤堂家邸の設置及び管理に関する条例の規定による入館料（名張藤堂家邸・夏見廃寺展示館共通入館料を含む。以下「旧入館料」という。）を納付した者であって、入場券（旧入館料をあらかじめ納付した者に当該納付した旨を証するために交付する書面をいう。以下同じ。）の交付を受けているものに係る入館料の額は、同条の規定による改正後の名張藤堂家邸の設置及び管理に関する条例による入館料（以下「新入館料」という。）の金額を適用する。この場合において、当該入場券を提出した上で新入館料の金額と旧入館料の金額との差額を納付した場合には、新入館料を納付したものとみなす。

議案第 88 号

史跡夏見廃寺跡歴史の広場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

史跡夏見廃寺跡歴史の広場の設置及び管理に関する条例（平成7年条例第16号）の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和8年 2月26日提出

名張市長 北川 裕之

理 由

物価高騰等の影響を踏まえ、行財政改革の取組の一環として夏見廃寺展示館の入館料の額の適正化を図るため、所要の改正を行おうとする。これが、この議案を提出する理由である。

史跡夏見廃寺跡歴史の広場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
 史跡夏見廃寺跡歴史の広場の設置及び管理に関する条例（平成7年条例第16号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後				改正前			
別表（第5条関係）				別表（第5条関係）			
種別	一般	高校生	中学生以下	種別	一般	高校生	中学生以下
個人	<u>300</u> 円	<u>150</u> 円	無料	個人	<u>200</u> 円	<u>100</u> 円	無料
個人 （名張藤堂家 邸・夏見廃寺 展示館共通入 館料）	<u>400</u> 円	<u>200</u> 円	無料	個人 （名張藤堂家 邸・夏見廃寺 展示館共通入 館料）	<u>300</u> 円	<u>150</u> 円	無料
団体 （20名以上の 場合に限る。）	<u>200</u> 円	無料	無料	団体 （20名以上の 場合に限る。）	<u>150</u> 円	無料	無料

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和8年10月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 令和8年10月1日以後において、この条例による改正前の史跡夏見廃寺跡歴史の広場の設置及び管理に関する条例の規定による入館料（名張藤堂家邸・夏見廃寺展示館共通入館料を含む。以下「旧入館料」という。）を納付した者であって、入場券（旧入館料をあらかじめ納付した者に当該納付した旨を証するために交付する書面をいう。以下同じ。）の交付を受けているものに係る入館料の額は、新条例による入館料（以下「新入館料」という。）の金額を適用するものとし、当該入場券を提出した上で新入館料の金額と旧入館料の金額との差額を納付した場合には、新入館料を納付したものとみなす。

公の施設の指定管理者の指定について
(名張市総合福祉センターふれあい)

次の施設の指定管理者を指定することにつき、地方自治法（昭和22年法律第67号）
第244条の2第6項の規定により、議決を求める。

施設の名称	指定する団体	指定の期間
名張市総合福祉センター ふれあい	名張市丸之内79番地 社会福祉法人 名張市社会福祉協議会	令和8年4月1日から 令和11年3月31日まで

令和8年 2月26日提出

名張市長 北川 裕之

公の施設の指定管理者の指定について
(名張市青少年センター)

次の施設の指定管理者を指定することにつき、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議決を求める。

施設の名称	指定する団体	指定の期間
名張市青少年センター	伊賀市西明寺3240番地の2 公益財団法人 伊賀市文化都市協会	令和8年4月1日から 令和11年3月31日まで

令和8年 2月26日提出

名張市長 北川 裕之

議案第 91 号

令和7年度名張市一般会計補正予算（第10号）について

令和7年度名張市一般会計補正予算（第10号）を別冊のとおり定める。

令和8年 2月26日提出

名張市長 北川 裕之

議案第 92 号

令和7年度名張市住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第2号）について

令和7年度名張市住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第2号）を別冊のとおり定める。

令和8年 2月26日提出

名張市長 北川 裕之

議案第 93 号

令和7年度東山墓園造成事業特別会計補正予算（第2号）について

令和7年度東山墓園造成事業特別会計補正予算（第2号）を別冊のとおり定める。

令和8年 2月26日提出

名張市長 北川 裕之

議案第 94 号

令和7年度名張市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）について

令和7年度名張市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）を別冊のとおり定める。

令和8年 2月26日提出

名張市長 北川 裕之

議案第 95 号

令和7年度名張市介護保険特別会計補正予算（第3号）について

令和7年度名張市介護保険特別会計補正予算（第3号）を別冊のとおり定める。

令和8年 2月26日提出

名張市長 北川 裕之

議案第 96 号

令和7年度名張市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）について

令和7年度名張市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）を別冊のとおり定める。

令和8年 2月26日提出

名張市長 北川 裕之

議案第 97 号

令和7年度名張市国津財産区特別会計補正予算（第1号）について

令和7年度名張市国津財産区特別会計補正予算（第1号）を別冊のとおり定める。

令和8年 2月26日提出

名張市長 北川 裕之

議案第 98 号

令和7年度地方独立行政法人名張市立病院資金貸付事業等特別会計補正予算
(第2号) について

令和7年度地方独立行政法人名張市立病院資金貸付事業等特別会計補正予算(第2号)
を別冊のとおり定める。

令和8年 2月26日提出

名張市長 北川 裕之

議案第 99 号

令和7年度名張市水道事業会計補正予算（第1号）について

令和7年度名張市水道事業会計補正予算（第1号）を別冊のとおり定める。

令和8年 2月26日提出

名張市長 北川 裕之

議案第 100 号

令和7年度名張市下水道事業会計補正予算（第1号）について

令和7年度名張市下水道事業会計補正予算（第1号）を別冊のとおり定める。

令和8年 2月26日提出

名張市長 北川 裕之

議案第 101 号

令和7年度名張市病院事業会計決算の認定について

令和7年度名張市病院事業会計決算を別冊のとおり監査委員の意見を付けて認定に付する。

令和8年 2月26日提出

名張市長 北川 裕之